

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省30-37)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	大臣官房 環境経済課 大臣官房 環境計画課		作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 奥山 祐矢 環境計画課長 秦 康之			
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 環境産業の市場規模(兆円)	約91	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模	約216	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり							各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。		
4 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧) 契約件数(件)	-	-	2700	32年度	1,828	2,049	2,271	2,372	2,500	2,600	2,700	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配慮契約件数が向上することによって、温室効果ガス削減が推進されるため。
5 環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	-	-	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。
6 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9000	30年度	8,500	8,500	8,500	8,500	9,000	-	-	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
7 持続可能な社会の形成に向けや金融行動原則署名金融機関数(機関数)	177	23年度	250	30年度	200	205	230	240	250	-	-	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 30年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度				
(1) 国等におけるグリーン購入 推進等経費 (平成14年度)	60 (44)	60 (52)	54 (52)	45	3	<p><達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	271
(2) 製品対策推進経費 (平成13年度)	28 (27)	25 (21)	22 (20)	21	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	272
(3) 国等における環境配慮契 約等推進経費 (平成20年度)	22 (21)	24 (20)	22 (20)	23	4	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等及び地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、国等及び地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	273
(4) 税制全体のグリーン化推 進検討経費	26 (31)	26 (34)	26 (24)	35	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。</p>	274
(5) 企業行動推進費(平成14 年度)	101 (98)	98 (96)	135 (119)	152	1,2,5,6,7	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	275
(6) 環境金融の拡大に向けた 利子補給事業(平成19年 度)	2,224 (1,382)	2,070 (1,422)	2,070 (1,292)	1,573	1.2	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出を3%(又は5か年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	010 【再掲】

(7)	エコリース促進事業(平成23年度)	1,800 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900 (1,704)	1,900	1.2,7	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の2%から5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する平均補助率は約4.2%であることから、低炭素機器の設備投資額約436億円の効果があると見込む。</p>	006 【再掲】
(8)	グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)	199 (177)	199 (191)	183 (176)	171	1.2	<p><達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもと経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	296
(9)	地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	4,600 (4,600)	6,000 (6,000)	4,800 (4,800)	4,800	1.2,7	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を行うことにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融资の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	009 【再掲】
(10)	グリーンbondや地域の資金を活用した低炭素化推進モデル事業	-	-	-	950	1.2,7	<p>①グリーンbond発行促進体制整備支援事業</p> <p><達成手段の概要> グリーンbondを発行しようとする者に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援(外部レビュー付与、グリーンbondフレームワーク整備のコンサルティング等)を行う者に対し、その支援に要する費用を補助すること等を通じ我が国におけるグリーンbondの発行を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーンbondが普及することで、国内低炭素化事業に民間資金を大量に導入し、活用していくこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> グリーンbondが普及することで、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。</p> <p>②地域低炭素化推進事業体設置モデル事業</p> <p><達成手段の概要> 地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、地域における面的な低炭素化事業を実施する事業体を市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金によって設置する場合には、事業化(事業体の設置又は強化・拡充)に係る費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 地域低炭素化推進事業体を設置又は強化・拡充することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業期間(平成30年度～32年度)に地域低炭素化推進事業体設置モデル事業に資する事業体のモデル事例(地域外の自治体等へノウハウの展開が可能となるような)となる事業体の設立を推進すること。</p>	001 【再掲】
施策の予算額・執行額		8,008 (7,925)	10,302 (9,597)	9,212 (8,207)	9,670	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
地方公共団体	-	-	100%	H32年度	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0
					69.0	68.4	67.3	66.4			
上場企業	-	-	80%	H32年度	-	-	-	80.0	80.0	80.0	80.0
					76.7	66.6	68.3				
非上場企業	-	-	60%	H32年度	-	-	-	60.0	60.0	60.0	60.0
					54.1	54.5	50.3				

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	大臣官房 環境計画課		作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 秦 康之		
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	42年度	
1	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	/	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度							
(1)	82 (25)	110 (85)	332 (284)	580	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 低炭素な地域づくりに資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。 <p><達成手段の目標></p> <p>施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。</p>					0011
(2)	-	6,000 (2,199)	8,000 (3,189)	5,400	2	<p><達成手段の概要></p> <p>地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>再生可能エネルギーの自立的普及を促進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。</p>					0046

<p>地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (平成28年度)</p>	-	5,000 (1,032)	3200 (2,227)	3,270	2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。 <達成手段の目標> 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率優先的な公共施設の低炭素化の推進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	0047
<p>地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化 (4)を両立するモデル構築事業 (平成29年度)</p>	-	-	100 (53)	200	1	<p><達成手段の概要> 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。 <達成手段の目標> 地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとも一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業期間(平成29年度～31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。</p>	0064
<p>(5) 公害防止計画策定経費 (昭和45年度)</p>	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1	-	<p><達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。 <達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成29年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	0276
<p>施策の予算額・執行額</p>	6,534 (5,366)	14,374 (6,208)	11,633 (5,754)	9,451	<p>施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率優先的な取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」</p>	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-39)

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	民間活動支援室長 佐藤 隆史				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。			目標設定の考え方・根拠	・第5次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成30年8月					
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 協働取組のモデル事業数(累計)	15	25年度	98	31	34	51	67	75※	83	-	-	行政のみでは行政課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、地域において環境課題と社会課題の同時解決を目指してより多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsに照らし合わせつつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化される。目標値の設定については、全国でモデルとなる取組を進めるため、地方8ブロック毎に1事業ずつとする。
					29	46	62	70				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成30年 行政事業レビュー 事業番号	
	27年度	28年度	29年度	30年度								
(1) 地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業 ※地域活性に向けた協働取組の加速化事業(平成25~29年度)	83 (82)	72 (72)	69 (59)	45	1	<達成手段の概要> SDGsを活用し地域における課題解決に向けた取組を公募し、実施することにより中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化が進み、協働取組の促進が図られる。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各1事業を実施する中で、SDGsに照らし合わせつつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化される。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロックで1カ所の公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。						
(2) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	96 (92)	72 (90)	71 (119)	71	-	<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						
(3) 地方環境パートナーシップオフィス推進費(平成18年度)	171 (171)	128 (126)	128 (127)	145	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						
施策の予算額・執行額	350 (345)	272 (288)	268 (305)	261	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30—④)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境教育推進室長 永見 靖			
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の 考え方・根拠	・第5次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画	政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	150	毎年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	主に学校における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。都道府県ごとに小学校、中学校、高校から1名程度の参加を見込み、目標値を150としていたが、今年度は多忙な教職員が研修に参加しやすくなるよう、地方に講師を派遣する方法も取り入れることから、目標値を200とする。
2 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	-	200	毎年度	-	500	500	200	150	150	150	
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	400,000	毎年度	400,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は、国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍の水準を当面の間維持することとしてきたが、28年度及び29年度に一部コンテンツの統廃合を行ったため、現実に即し、29年度アクセス数に従前の目標値係数程度を乗じた数値を設定することとした。
4 ESD関連フォーラム参加人数	-	750	毎年度	-	250	500	750	1,300	1,300	1,300	ESD活動の全国的な関心の高まりと活動の普及状況を把握する指標として適切と考えた。東京開催分で500人、各地方環境事務所の管轄(8ブロック)ごとに100人とし、目標を設定した。
5 RCE拠点数の増加	-	190	平成31年度	136	146	156	166	179			平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進するとしており、平成31年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度							
(1) 環境教育強化総合対策事業	252 (216)	80 (69)	69 (59)	64	1,2,3	<達成手段の概要> 学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 <達成手段の目標> 国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組の促進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	37 (37)	218 (176)	232 (166)	205	4	<達成手段の概要> 複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。 <達成手段の目標> 多様な主体が参画する場の増加。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					
(3) 国連大学拠出金	160 (160)	160(160)	160 (160)	160	5	<達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。 <達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					
施策の予算額・執行額	449 (413)	458 (342)	461 (385)	429	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画					